

### 生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ	ゴウツ タロウ		
①氏名	江津太郎		
②生年月日	昭和・平成・令和	52年 4月 1日	満(43)歳
③電話番号	(0855)52-0000	携帯電話 090-0000-0000	④性別 (男)・女

⑤次の(1)又は(2)の場合であること (いずれか該当する方に記載)

(1) 離職等の場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

(2) 第3条第2号に規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	新型コロナウイルスによる休業要請で会社が休業。自宅待機とされ、勤務の目途が立たない。
-------------------------	--

⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	平成〇年から(株)〇〇商事に勤務し、私の収入で生計を維持している
---------------------------	----------------------------------

⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)

(1) 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

(2) 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	江津市江津町〇〇〇番地 コーポ江津101号室
住居の家主等	株式会社 江津不動産
喪失するおそれのある住居の家賃額	40,000円 (※管理費・共益費等除く)
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	休業により収入が減り、今後の家賃が支払えない状況である

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ	ゴウツタロウ	ゴウツハナコ	ゴウツシロウ		
氏名	江津太郎	江津花子	江津次郎		合計
続柄	本人	妻	長男		
性別	男	女	男		
生年月日	S52.4.1	S55.5.1	H20.6.1		
収入(月額)	78,901円	45,678円	0円	円	124,579円
預貯金等	234,567円	123,456円	45,678円	円	403,701円

※申請月の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

申立事項

上記の申立事項に相違あり、預貯金及び現金を記入し、私の個人情報が、住居確保給付金の支給に必要となる範囲で、則ち自立相談支援機関の間で共有され、また、裏面の注意事項を必ずお読みください。

令和 2年 4月 〇〇日

江津市長殿

算定する収入の範囲

- 就労等収入(給与収入の場合、総支給額から交通費支給額を除いた額。自営業の場合、事業収入(経費を差し引いた控除後の額))
- 公的給付等(雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金)
- 親族等からの継続的な仕送り
- ※借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは算定しない
- ※未成年かつ就学中の子の収入は計上しない(ただし、就学中の対象となる学校等に、大学等の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の過程など昼間以外の過程は含まない。)

申請者氏 江津太郎

記名(印)又は署名

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。